

第8回世羅町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年8月25日(火) 13時30分から

2. 開催場所 世羅町役場南館3階会議室

3. 出席委員 13人

会長	1番	内海 武博			
会長職務代理者	2番	作田 博	3番	折元 文則	
委員	4番	上野 悟	5番	安井 弘之	6番 夏見 弘則
	7番	得納 逸二	8番	宮丸 和也	10番 荻田 光
	11番	岡田 典子	12番	吉儀 良弘	
	13番	桜井 陽子	14番	島津 健治	

農地利用最適化推進委員

4. 欠席委員 9番 鈴木 義昭

5. 議事録署名委員の指名 4番 上野 悟 5番 安井 弘之

6. 議事日程

第1 付議事項

議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について(3件6筆)

議案第48号 農地法第4条の規定による許可申請について(1件2筆)

議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について(12件20筆)

議案第50号 非農地証明申請について(1件2筆)

議案第51号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画について(利用権設定)

議案第52号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定
による農用地利用配分計画案について(利用権設定)

第2 協議事項

(1) 下限面積(別段の面積)の設定について

第3 報告事項

(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について

(2) 農地法第3条の3第1項の規定届出について

(3) 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期について

(4) 農地法第5条の規定による意見徴収について(回答)

(5) 農業相談について

第4 連絡事項

(1) 今後の日程

7. 出席農業委員会事務局職員 事務局長 大原幸浩・係長 飯塚安生・主任 澤井唯華

8. 委員・事務局職員以外の出席者 なし

9. 傍聴者 なし

10. 会議内容(議長 1番 内海 武博)

(開会)

13時30分

事務局 それでは総会前に注意事項を申し上げます。総会中は携帯電話の電源を切る

方に、利用権設定手の方をやり替えるという事で、この度合意解約が、たくさん出されたと言う物でございます。報告事項(1)については以上です。

(付議事項)

(議案第47号)

議長 はい、ありがとうございました。

議長 それでは、議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請について」3件6筆を議題とします。

新型コロナ対策のため、推進委員さんは1名様のみ入室していただき、事務局の説明及び推進委員からの報告を受け、案件ごとに質疑応答まで行いたいと思います。また、待機場所が密となるため、報告が終わられた推進委員はお帰り頂くこととなりますのでよろしくお願いいたします。

(議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請について」3件6筆内容は以下のとおり)

譲受人	譲渡人	理由(渡・受人)	現地調査委員	現地目	地籍
■■■■	■■■■	(渡) 財産処分 (受) 規模拡大	黒木清・原田・黒木和	田2筆	3,483㎡
■■■■	■■■■	(渡) 財産処分 (受) 住まいと併せて管理する。(空き家バンク)	堀田・是竹・茶谷	田2筆	874㎡ 下限面積 (別段の面積設定)
■■■■	■■■■	(渡) 管理困難 (受) 農業に取り組む。	下原・相良・稲田	畑2筆	2,125㎡

議長 1件目については、岡田委員が関係者となられるため退席をして頂くようお願いいたします。(岡田委員退室)(推進委員着席)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは事務局の方から、はい、説明させていただきます。議案集の1ページです。議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。(1件目について議案内容説明)事務局からは、以上です。

議長 それでは、1件目について、黒木清毅委員よりご報告をお願いします。

黒木(清)委員 はい、それでは報告させていただきます。8月23日(日)8時半から、原田委員さん、黒木和昭委員さん、3名です。確認をいたしました。何ら問題はないんじゃないかなというふうに思いますが、まあ、草が多く生えているというようなことで大変だろうなというふうなことでございます。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員からの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ございませんか。

議長 質疑はないようなので、推進委員は、ご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退席)

議長 はい、それでは、採決をとります。申請どおり許可として取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。(挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、申請どおり許可するもの

として取り扱います。ありがとうございました。(岡田委員入室)

議長 次の件の報告をして頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは、2件目です。(2件目について議案内容説明。)事務局からは以上です。

議長 はい、ありがとうございました。2件目について堀田委員より報告をお願いします。

堀田委員 はい、失礼いたします。8月16日午前9時20分堀田、是竹、茶谷の3委員で、現地調査を行いました。現地は県道■■■号線から100mほど入った■■■の■■■と言う所でございます。本件は、■■■さん並びに同夫人の死去により、空き家になっていたものでありまして、それを譲渡人の■■■の■■■さんが相続をされたものであります。以前から、本委員会に置きまして、3条申請による農地の譲渡、農道、畑の非農地証明の申請がなされていた件の、一連の物でございます。昨年より、世羅町空き家バンクに登録しておられまして、今回、譲渡人が決まったのであろうと言うふうに思います。その関係で今回第3条の許可申請が出されたものと思います。農地は居宅のすぐ前と東側に位置しとりまして、住宅と一体的に譲渡されるものであります。農地につきましては、■■■につきましては、近隣の農家の方に管理委託をされており、いつでも農地として利用されるような状態に管理をされておりまして、■■■、330mにつきましては、防草シートを敷いてありまして、これもきれいに管理されているところであります。農地取得につきまして下限面積は、世羅町では10a以上となっておりますけれども、空き家バンクにつきましては、先ほど事務局の説明にありました様に、10a以下でも定めるといようなが決定された言うふうに伺っております。以上の観点から見まして、この件、農地法第3条による許可申請については、妥当ではないかと思っておりますので、ご判断のほどよろしく願いをいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員からの報告が終わりました。質疑、意見はございませんか。

議長 ございませんか。

議長 はい、ありがとうございます。質疑がないようなので、推進委員の方は、ご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退席)

議長 次の報告をして頂く推進委員の入室をお願いいたします。(推進委員入室)

議長 はい、それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは、3件目になります。(3件目について議案内容説明。)譲受人の■■■さんが農地を取得されて、農業をはじめるとい事で申請が出されております。後ほど現地確認委員さんから報告があると思いますが、いろいろ物を置かれており、それは撤去されると伺ってはおりますが、それから土も、良い土でないので、これから肥土を入れて土づくりをすると聞き取りをしております。作物は紅芋で申請書が出ております。事務局からは、以上です。

議長 はい、3件目について下原委員より報告をお願いします。

下原委員 はい、それでは、説明いたします。令和2年8月16日(日)13時から14時の間で、相良義男さん、稲田聖三さん、私、下原三千就の現地調査員3名で、現地を確認しました。申請地につきましては、先ほど事務局からも少し説明がありましたが、現在、大量のスクラップ材が山積みになっておりまして、公道走行可能な車両2台が置いてありました。気になる点ではありますが、年末を目途に、現在仮置き中のスクラップを撤去して、畑作用の客土を搬入盛り土し、土壤改良の上、作物を試験栽培するとのことですが、盛り土が当該地隣接下方の農業用水路へ流下しないような施行をされるかどうか、また違約して、継続的にスクラップを置き続けられることが危惧されるという事であります。これは、3名の共通した認識でした。農地最適化推進委員の地区担当者としてしましては、年末まで履行状況の継続観察をしようと思っております。以上、確認したことを報告いたします。終わります。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査員からの報告が終わりました。質疑、ご意見はありませんか。

議長 ごさいませんか。

議長 はい、4番委員さん。

4番 4番上野です。今、下原さんが言われたように、年末に撤去されるわけですよ。

下原委員 年末までという事になっております。

4番 よう、わしもわからんですが、ここで、私らが賛成したら、それを見る前に許可した言う事になるんです。それを、見終わってから許可言うわけにはいかなのですね。

下原委員 いや、許可しておられんでしょう。私、■■■■さんの家へ訪ねて行ったんですけど、居られなかったんで、電話で連絡を取ったんですが、こういう作業は許可が出てからやるんで、詳細についての説明はちょっと控えさせてほしいというようなことをおっしゃいましたんで、向こうの認識としてもそうだと思います。

4番 でも、現時点で畑に廃材が置いてあるわけですよ。じゃあ畑じゃあないですよ。

事務局 ちょっと、すみません。

議長 はい。事務局。

事務局 補足を説明させていただきます。こちらの方がですね、昔、■■■■と言う所が産業廃棄物を置かれて、土壤があまり良くない状態になったので、盛り土をされて現在に至ると言う様なところになる状況です。それで当初は、まあそういった状況から、資材置き場等として利用される予定を考えておられたようなんですが、今の折角底地が農地という事であるので、農地としての利用ができる方向でやりたいと言うふうなことで、今回の取得者が買って、そこを使いたいと言う申請を出されましたので、まあ、農地として使えるのであれば、うちとすればとても有り難いという事もあります。計画の方では、今、お話がありました様に年末までには全部不要なものは取って、土づくりをまた始めて

いくという事を計画されておりますので、一応、推進委員さんは、経過を観察する、現状を確認するという事がありますので、うちの方もそこは確認しながらですね、何かおかしい動きがされておれば、注意をして行くと言うふうに考
とりますのでお願いいたします。

議長 はい、よろしいですか。はい、10番委員さん。

10番 はい、10番萩田です。先ほどあれですけどこれは、条件付きというかたちでは
はなれませんかね。許可して、12月末までに、そういう撤去すると、それで農地に戻すという。ある程度、はいそうですか言う訳にもいかないんじゃないかな、色々これだけのことをしてあったらですね。まあ、ある程度農業委員会としても、条件を付けて許可するというかたちでならないでしょうか。

議長 今の件事務局の方どうでしょうか。

事務局 はい、萩田委員のご質問に対してお答えいたします。一応、その許可書と合わせて
ですね、条件という事である申請書へ記載してあった通りの年末までに廃棄物の撤去をして頂く、それから土づくりを始めて頂くという事を条件とするという事を、文書で付け加えることは出来ると思いますので、それを付けて許可書を出させて頂くようにしたいと思いますが、それでご協議いただけないでしょうか。

議長 はい、今の事務局の説明でよろしいでしょうか。

議長 いいですか。よろしいですか。

議長 はい、それでは、現地調査員さん。

下原委員 追加でですね、ここの当該地に隣接しまして■■■■池と言う私ども■■■■では非常に重要な池の一つであるんですが、この池がありましてですね、■■■■さんがお持ちの時に、有害的なものを埋めておられてそれが雨水が浸透することによって池へですね、ちょっと余り芳しくないものが入ってどんよりと濁って異常な濁り方に見えるようになっているんです。それで私どもの多面的組織であります「■■■■会」と言う長ったらしい名前なんですが私、会長しとるんですけど、そこで、この池の維持管理を年4回ぐらい、草刈や、土手の補修とか、接続水路の補修とか言う物をやっているんです。でその時にその■■■■さんが、その上へ土を上土を盛られて、その真砂土じゃったもんですから、それが下へ流れて落ちてですね。私どもの組織で、その農業用水路へ入ったものを上げると言う、私どもとしてはよろしくない状態があったんです。ですから、今後、どういう盛り方をされて、どういう改良の仕方をされるかという事を、ちゃんと見て意見をせんといいんと思っているんですけど、法肩盛り土をしないでですね、前にはそういう事をやられたんで土が流れたという状況でありますんでその辺はちゃんと組織としても、意見を言ったりせんといいんと思いますし、法尻の方の草についても刈られずに私どもでやっているという、ちょっと不合理な状況でありましたから、今度は、■■■■さんがそこでやられれば、私どものため池組織に是非入会して頂いて、一緒に不都合な事態が起こった時には作業して頂くと言うこういう事をやって頂くようお願いする予定です。追加説明を終わります。

議長 今ので、地域の方にそのようなことをお願いして、事務局とすれば、出来る限りのことをして頂くようにという事でよろしいですかね。

事務局 はい、先ほど申しました様に許可書に合わせて申請書に書かれておりました内容の事について守っていただくようお願いする文書を付けさせて頂く予定で対応いたします。

議長 はい、それでは他には。

6番 はい、6番委員さん。

6番 6番夏見です。流れはわかりました。それでちょっと気になってるのが、この当該農地っていうのが田圃の近くです。という事でここへ表記されてるんですが、実際に、まあ現場も分かっているんですけど、その色んな物が置かれている。昔は田圃2筆あったのかもしれないんですが、そこを埋め立てて、まあ産廃も埋め立ててその上に要らない重機も置いてあると言うふうな現状がある中、過去を遡って、そういう状況の中でこれを田圃として、今に至った経過は、ほおってあったのか、それともそれを見て見ぬ振りをしていたのか。実際にはこれ、ここの3条に該当しないんじゃないですかね。

議長 はい、今の意見について事務局の方から。

事務局 はい、こちらの方の土を盛られた状態のままですと来られてかなりそのまま来られてたんですが、一昨年、平成30年だったと思うんですが、農振除外をかけられて、その時に資材置き場に転用する予定です、言うことで、転用予定にされていまして。そうゆうところで、もう外す予定なんだと言う認識でいたんですけども。今の底地が農地だということで農地として利用するということで取得したいと言う申請が出されたので、現状的に農地でないんですが、農地にして使うという事で言われているのでそれをやっってくださいと言うお願いしかないので。

6番 それは、まあ、話は分かりました。それ道理として通ります。

議長 はい、5番委員さん。

5番 農地として、元へ戻すのが先じゃないんですか。譲渡の前に。

5番 農地として売買するんなら、まず、農地にしてもらってからの方が、良いんじゃないか、草が生とると訳が違いますんでね。

事務局 よろしいですか。

議長 はい、事務局。

事務局 はい、一応、申請の方では、こちらの方を取得されて、譲受人の方が土づくりをして行くと言う形で出されておりますので、登記上農地で現況が農地でなくなっている所を農地にして行くと言うのは、まあ今回は譲受人さんがするという計画でいらっしゃるという事で、ご理解いただければと思うんですが。

議長 5番委員さんどうでしょうか。

5番 まあ、農地にしようと思ったら農地にできなかったと言われたらね。できなかった場合はどうなるんでしょうかね。

議長 はい、10番委員さん。

10番 はい、10番荻田です。■■■さん自体、営農される言う事なんで、ここは農

地へ戻す言う事なんで、まあ良いんじゃないかと思うんですけど。■■■さん
自体が、実績とか、農機具の状況とかいうのはどういう状況でございますか。

事務局 はい。

議長 はい、事務局。

事務局 はい、それでは、説明します。申請書の中にあるのと、ヒアリングで聞き取り
させてもらった中では、トラクターを2台確保しているということと後は
刈り払い機等そういった環境を守るところの道具等は揃えていると伺って
おります。それと後、土を入れるやり方とかですね、土づくりの方法については、
■■■さんの方にちょっとアドバイスを求めると言っておられました。以上で
ございます。

議長 買われる方が、農地として再生して行って農地とするとおっしゃって申請さ
れているという捉え方でいいんですかね。そういう事は、まあこのおっしゃっ
ている再生するんだ言う意思を我々とすれば歓迎しますから、先ほど言っ
ておっしゃったけども、前に持ってられた方がどうのこうのと言うよりも、ここで
議論されるべきは、あのおっしゃられている意味は分かるんですけど、議論す
べきは、農地としてやろうとおっしゃる方の意見言いますか、要請を考るべき
かなと言う気はしたんですけども。

議長 はい、5番さん、委員さん。

5番 5番の安井です。もしですね、農地に入れたらいけん物を入れてですね、そ
の盛り土にしとったとこを、そこで譲渡したら、それでまあどうですかね、や
った者は全然、きれいになってしまう。ちょっと分らないですかね。

議長 あ、おっしゃれとる意味は分かるんですがね。まあここで議論すべきこ
とは、それかという事がちょっと分らない。分らないと言うか、それなん
だろうかと言うのを感じます。

5番 まっ、私が思うにはですね、農業やってる、農地として利用しておると言う
方の為にもですね、適してるかどうかをですね、調べるべきじゃないですか、
今まで聞いた話からすると思うんですけど。

6番 あ、いいですかね。

議長 はい、6番委員どうぞ。

6番 まあ、ちょっと質問せにゃあ良かったと思っとるんですよ。で、遡って、こ
の農地じゃない状態にしようという話があったという事は今、事務局の方か
ら聞かせてもらって分かったんですが、実際にはこの事をこの時点で、農地
から外すという事をやっておればですね、良かったんだと思います。現実
に、今、あそこで農地かと言えば、産廃置き場、スクラップ置き場、言うように誰
が見ても農地の状態ではないという事は明らかです。それを、農業委員会の中
で、農地として、ここで質疑すること自体がおかしい。いうことです。です
から、今後ですね、こういった土地のことが出て来る事があるかも知れないん
ですけど、やはり、その時にはちゃんと、あの農地でないものは、農地でない
と、言う事を変更をですね、して頂くように、それをしとかないとですね、後々、
困るのは、結局、審査を依頼してきたお客様であるとか、ここの農業委員会で

あるとか、言う事が困ることが出来てくると思いますんで、やはり、その時に正しい判断をですね、して行って頂きたいと言うふうに思います。

議長 はい、ありがとうございました。

議長 それでは、ありがとうございました。

事務局から、説明調査委員からの報告が終わりましたんで、ここで推進委員の方は退席をお願いします。ありがとうございました。(調査委員退席)

議長 6番の夏見さんがおっしゃったように、非農地として申請が出たんですか。

事務局 いえ、出てないです。

議長 出てないんですか。出そうと思ってたということですか。

事務局 農業振興地域から外す手続き、農振農用地除外の手続きを過去にされていたと言う所になる。その時の理由は、資材置き場ですと言うふうな事は書いてあったんですが、そこから先の手続きをされてなかったんで、うちはどうなるのかなと思っていたんですけども、今回この度のような形で出されたので、こう言う事です。

議長 そう言うような内容のようです。まあ、当事者同士が話し合っただけじゃあんじゃ買わね、と言うふうな取り決めになっている、と言うふうに捉まえて良いんですかね。買った人が自分でやるわ、と言うふうなところで、当事者同士では話し合いになっている、と言うふうな捉まえかたでよろしいんですか。

事務局 はい。

議長 はい、他に、あの疑問がある方、異議ある方は。

議長 それでは、無いようですので2件目、3件目については、採択を取りたいと思います。原案通り認めるということに賛成の方は挙手願います。

議長 2件目です。

議長 2件目について原案通り認めるということに賛成の方は挙手願います。(挙手全員)

議長 はい、全員挙手という事で申請どおり、許可するものとして、取り扱いをさせて頂きます。

議長 3件目についてはという事ではどうでしょうか。はい。10番委員

10番 10番狭田です。これは、条件付きのと言う事ですな。

議長 そう言う事で事務局いいですかね。

事務局 はい。

議長 はい。

10番 後は推進委員さんの意見、地元の意見も聞くというのも池のこととか私ら細かい事はちょっとわからないので。あと■■■さんとかに入ってるという事なんで、そういう営農指導等も受けられるということですね。

事務局 あの、申請書に書いてある内容、申請書に書いてある内容についての履行をお願いするという事を条件として付けるという事でさせて頂こうと思います。

議長 それでは3件目について採決をとります。賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成多数)

議長 賛成多数により決めて頂きました。ありがとうございました。申請どおり、許可するものとして、取り扱いをさせて頂きます。

(議案第 48 号)

議長 続きまして議案第 48 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」1 件 2 筆を議題といたします。

(議案第 48 号農地法第 4 条の規定による許可申請内容)

申請人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	現況・種別等
■■■■■	畑 520㎡ (始末書提出)	太陽光発電 設備	若山・溝上・下野	現 畑 第 2 種農地 農用地区域外

議長 報告をして頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 はい、それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは事務局の方から、はい、説明させていただきます。議案集の 17 ページです。案第 48 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」1 件申請が出ております。(1 件目について議案内容説明。始末書は農地の一部に農機具小屋の無断転用。)事務局からは、以上です。(吉儀委員入室)

議長 続きまして、現地調査をして頂きました、推進委員さんの報告をお願いします。

若山委員 8月21日 16時に、現地調査員、溝上、下野、若山3名で現地を確認いたしました。申請地は現状のまま利用されるという事で、造成とか整地はしない。造成とか整地はないので、土砂の流出はないと思います。で、周辺農地の日照と風通しについても特に問題ありません。用水は、必要ありません。雨水は隣接するU字工の水路へ放出するようになっています。汚水は発生しません。なお周辺の安全対策については、確認しておりません。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明・現地調査委員の報告が終わりました。質疑・意見はございませんか。

議長 ございませんか。

議長 はい、質疑がないようなので、推進委員の方はご退席してください。ありがとうございました。(推進委員退席)

議長 それでは、採決をとります。申請通り許可として取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。(挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱いします。

(議案第 49 号)

議長 続きまして議案 49 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」12 件 20 筆を議題とします。

(議案第 49 号農地法第 5 条の規定による許可申請内容)

譲受人	譲渡人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	備考
■■■■■ (賃貸借権設定)	■■■■■	田 2 筆 1,449㎡ (併用地 455㎡)	太陽光発電 設備	勝見・黒木啓・藤高	第 2 種農地 農用地区域外
■■■■■ (賃貸借権設定)	■■■■■	田 3 筆 1,516㎡ (併用地 655㎡)	太陽光発電 設備	勝見・黒木啓・藤高	第 2 種農地 農用地区域外

██████████ (所有権移転)	██████████	田 2 筆 2,965 m ²	太陽光発電 設備	茶谷・湯川・堀田	第2種農地 農用地区域外
██████████ (使用貸借権)	██████████	田 1 筆、畑 1 筆 863 m ²	宅地(住 宅・車庫)	堀田・是竹・茶谷	第3種農地 農用地区域外
██████████ (所有権移転)	██████████	田 1 筆 1,358 m ²	太陽光発電 設備	宮迫・松尾・垣内	第2種農地 農用地区域除外済
██████████ (所有権移転)	██████████	田 1 筆 350 m ² (併用地 1,081 m ²)	太陽光発電 設備	宮迫・松尾・垣内	第2種農地 農用地区域外
██████████ (所有権移転)	██████████	田 1 筆 428 m ²	太陽光発電 設備	宮迫・松尾・垣内	第2種農地 農用地区域除外済
██████████ (所有権移転)	██████████	田 1 筆 428 m ²			第2種農地 農用地区域除外済
██████████ (所有権移転)	██████████	田 1 筆 1,849 m ²	太陽光発電 設備	神尾・綿谷・中村	第2種農地 農用地区域外
██████████ (所有権移転)	██████████	田 2 筆 1,708 m ² (併用地 73 m ²)	太陽光発電 設備	神尾・綿谷・中村	第2種農地 農用地区域外
██████████ (賃貸借権設定)	██████████	畑 1 筆 1,296 m ²	太陽光発電 設備	溝上・若山・下野	第2種農地 農用地区域外
██████████ (所有権移転)	██████████	田 1 筆 1574 m ²	太陽光発電 設備	溝上・若山・下野	第2種農地 農用地区域除外済

議長
議長
事務局

報告をして頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

それでは事務局の説明を求めます。

はい、それでは、議案集の25ページをお開きください。議案49号「農地法第5条の規定による許可申請について」です。(1件目、2件目について議案内容説明。2件目第2種農地に訂正。)事務局からは、以上です。

議長

はい、ありがとうございました。1件目と2件目について、勝見委員さんより報告をお願いします。

勝見委員

はい、8月の23日に現地調査員2人黒木委員と、藤高委員と3人で、現地を確認に行っていました。土地造成の計画については、現状のまま利用で、土地の造成、整地は、行わないということです。土砂の流出、崩壊に対する防除措置について、特に危害を生ずる恐れがないので、現状のまま利用するということです。周辺農地に人等いないので防除措置は行いません。用水については用水は必要なし、排水は自然流下です。汚水については、汚水等が発生する様なことはないで、以上で確認をしてまいりました。

議長

はい、ありがとうございました。事務局の説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はございませんか。

議長

ありませんか。

議長

はい、質疑がないようなので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退室)

になります。その角っこにある所が、■■■■さんのお父さんの居宅でございます。これの■■■■と■■■■の間は、これは、赤線農道でしょうか、昔の通学路でございます、学校へ行くのはここを通過して、学校へ行ったようなことでございます。この■■■■へ建てて排水の関係は、■■■■さんの居宅の裏側の溝がありますが、そこへ持って行って、合併層の水を流して、廃水へつなげる言う事でございます。用水路につきましては、町の町水道を引くという事でございます。以上現地の調査を致しましたのでご報告もうしあげます。別段、日照等の影響もないし、ちょうど目の前が、また■■■■さんの田圃でございますので、そう影響ないだろうと言うふうに考えております。ご判断のほど、よろしく願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はございませんか。

議長 ございませんか。はい、質疑がないようなので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退室)

議長 次の件の報告をして頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、26ページの5件目、6件目、7件目、8件目が同じ場所での転用の案件になりますので、併せて説明をさせていただきます。(5・6・7・8件目について議案内容説明。)事務局からの説明は、以上となります。

議長 それでは、5件目から8件目について、宮迫委員より報告を求めます。

宮迫委員 よろしく申し上げます。先日8月20日、8時に現地調査委員3名で現地を確認しました。特に気になる点はありませんでした。以上確認したことを報告します。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ございませんか。

議長 はい、質疑がないようなので、推進委員の方には、ご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退室)

議長 次の9件目と10件目については、現地調査委員さんが欠席ですので、事務局からの説明をお願いします。

事務局 はい、それでは、27ページの9件目、28ページの10件目が同じ方での申請になります。(9件目、10件目について議案内容説明。)事務局からの説明は、以上となりますが、推進委員さんの方が3名とも欠席なので、聞き取りした内容について、ご説明させていただきます。8月16日(日)朝8時に現地の方確認されております。周りの農地も休耕中でありまして、特に影響もないと言うふうにご判断されたという事で伺っております。説明につきましては以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ありませんか。はい、質疑がないので次の件の報告をして頂く推進委員の入

室をお願いします。(推進委員入室)

議長 はい、それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、28ページの11件目、12件目について説明させていただきます。(11件目、12件目について議案内容説明。)事務局からの説明は以上となります。

議長 はい、ありがとうございました。11件目と12件目について若山委員さんからの報告をお願いします。

若山委員 はい、8月21日の3時に、現地調査員3名、下野さん、溝上さん、若山の3名で現地を確認しました。申請地は畑で今、耕作放棄地みたいな状態になって、草ボーボーになっていました。ですから多分、造成とか整地無しで、防草シートを張ってすぐ、太陽光の設置になると思います。造成とか整地がないため、土砂の流出はありません。周辺農地への日照とか風通しについて問題はあります。畑でしたので用水はありません。水路はありませんでした。雨水は隣接するU字工の水路へ放水できるようになっていました。汚水は発生しません。11件目については、フェンス等の計画は出されていまして、安全策については分かりません。12件目については、安全策として、1mの高さのフェンスを張ると言うようになっていまして確認しましたので、以上報告を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ありませんか。はい、質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退室)

議長 ありがとうございました。それでは、採決をとります。申請どおり許可として取り扱う事に賛成の方は挙手をお願いします。(挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。

(議案第50号)

議長 続いて、議案第50号非農地証明申請について、1件2筆を議題とします。

(議案第50号非農地証明申請による許可申請内容)

申請人	当該農地譲渡人	地目地籍	かい廃年月日	証明を受けようとする理由	現地調査委員
■■■■■	■■■■■ ■■■■・■■■■ 2筆	畑 839㎡ (現況原野・山林)	平成7年頃	地目変更	黒木清・原田・黒木和

議長 報告をして頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

事務局 それでは、議案集の112ページをお開きください。議案第50号非農地証明申請についてです。(1件目について議案内容説明。)事務局からは、以上です。

議長 はい、続いて現地調査をして頂きました推進委員からの報告を求めます。

黒木(清)委員 はい、失礼いたします。8月23日8時半からですね原田委員、黒木和昭委員、私、3名で確認をしました。現地についてはですね、農地に復元する様な

状況ではございません。以上確認したことを報告します。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ありませんか。はい、質疑がないので推進委員方はご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退室)

議長 それでは、採決をとります。申請どおり証明するものとして取り扱う事に賛成の方は挙手をお願いします。

議長 はい、全員挙手により、申請どおり証明するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第51号)

議長 続きまして、議案第51号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)」を議題とします。この議案は、世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。それでは別冊議案第51号、農用地利用集積計画(利用権設定)の作成について説明をさせていただきます。2ページをお開きください。

(以下、1期間・2新規再設定・3貸・借手数・4地目別について、農用地利用集積計画の集計を概略説明、議案書より移記)。

甲山地区	0筆	0㎡	世羅地区	63筆	89,395㎡	
世羅西地区	2筆	3,205㎡	合計	65筆	92,600㎡	
(田		64筆	92,443㎡	畑	1筆	157㎡)

新規について、合計で11筆14,687㎡が新規で設定されております。それから、主な内容についてですが3ページから5ページまで筆ごとに記載をしておりますが、多くは、宗廣農園さんが、借り受けをされるようになっております。こちらの宗廣農園さんについてですが、津口の宗廣正美さんと言う、認定農業者の方が、この度、(株)宗廣農園を立ち上げられまして、元々、宗廣正美さん個人で借り受けられていたものを宗廣農園さんに借り換をされた形となります。説明については以上です。

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ございませんか。はい、原案が適当であると答申するものとして取り扱いますがよろしいでしょうか。

議長 採決をとります。賛成の方は挙手をお願いします。(挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。

議長 はい、引き続きまして議案第52号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案について(利用権設定)を議題とします。この議案は世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは説明をさせていただきます。まず今回の配分案の作成に付きまして、別紙で配らせて頂いております資料1をご覧ください。横長のA3の紙で

ございます。今回配分計画で耕作権を設定させるものにつきましては、昨年の農地パトロールの際に、利用意向調査をするための所有者調査をした時に、所有者の確認ができない。所有者を確知できない、という事がございまして、その旨を6か月間、公示をさせて頂いております。実際には、お亡くなりになられて、相続人の方も全然いらっしゃらないので、結局、その宛先がない状態の農地でございました。こちらの農地に付きまして、公示をしたところですが、そのあと中間管理機構の方へですね、農業委員会の方からこう言った農地があるという事の通知を出して、その後、県の方に裁定申請、こちらの方を中間管理権をつける事についてという事を審議して頂く言うことがありまして、この度、中間管理権が発生したという事で、その宛先として、議案第52号の内容になります、3ページ目をお開きください。小国の中郷 1,556、1,557、1,584 全て田圃ですが、全部で 6,324 m²、利用権の設定を受ける者が、農事組合法人きらり狩山となります。設定するのは、あの農林整備農業振興財団、いわゆる農地中間管理機構というかたちになりますが、所有者の方が亡くなられて、手続きができないという事で、こういった手続きを踏むことによって、農地中間管理機構の方へ耕作をする者として手を上げておられる方が、借り受けされることが出来るというかたちになっております。この案件につきましては全て、賃貸借の契約としか設定ができないという事で、賃料の方は、法人さんが中間管理機構の方にお支払いをされると。中間管理機構の方は、まとめて、法務局の方へですね、供託をして、その農地についての賃料を国の方で納めて預かってもらっとくと言ったふうの形の手続きになります。この度の配分計画の方は、通常のもの、ちょっと若干違うので、ちょっと、別に説明させて頂きました。はい、事務局からの説明は、以上となります。

議長 事務局からの説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ございませんか。ちょっと、私がいいですか。

事務局 はい。

議長 今後、こうゆうふうに、おられない、居られないと言うか、所有者がいない農地については今後、こうゆうふうになっていくという考方でよろしいんでしょうかね。

事務局 この案件につきましてはですね、具体的になりますが、所有者の方がいらっしゃらない農地なんだけど、中山間の取り組みが、補助金の取り組みがしたいとか、作られる方の方から、まあ、打診があったことによって、実際には発覚したような案件ですが、あの、通常は、まず農地パトロールの際にそこまで見て頂くと言うのが、一応、農地パトロールの中身には書いてあるんですが、そこまで出来ない、実際には今回のような形での手続きになる事があるという事はあります。それで既に、もう他に今年もお話が出るのがございますので、今後また告示をしてこのような手続きをする、と言うのは今後も発生すると思われ、それで借りられる方も、農地中間管理機構に手を挙げておられる中心経営体と言うか、認定農業者の方等しか受けられないという事になっておりますので、一般の方は受けられないと言うふうな形になります。言う所

で、こういう制度もあるのをお知り置き頂ければと思います。よろしくお願ひいたします。

議長 ま、あの、事務局からの説明で、分かりましたでしょうか。

議長 他に質問はありますか。

6番委員 ちょっといいですか。

議長 はい、どうぞ。

6番委員 意味は分かりました。賃料はどこへ払うんですか。

事務局 はい、よろしいですか。

議長 はい、どうぞ。

事務局 賃料はですね、中間管理機構の方が貸し付けをしておりますので、法人さんは中間管理機構の方へ支払います。中間管理機構は、本当なら所有者の方へお支払いするんですけど、支払い先がないので、法務局の方へその金額を供託するというかたちになります。今の資料1のですね、ここの下の方に供託と言うのがあるんですけど、中間管理機構からの一番下の広島法務局尾道支局というところへ供託となっております。賃料については法務局の方へ供託をしてお金はずっと積み重ねられていくと。今回は、相続人さんがいらっしやらないので、受け取り手はまず居ないと思うんですが、この手続きについては、相続人さんが判明しないものですが、若干いるかもしれないと言うのも、こういう制度乗れる場合がございます。そう言う時に、私は権利者だと言う方が出てこられたら、その手続きをキチンと踏んで頂ければ、その供託された金額は、その方が所有権を取得するという事で、受け取ってもらうことも出来る。と言う様な、国の供託の制度があるという事です。それでこの金額の設定については、その近辺の1反当りの平均的な金額を設定させて頂くと言うのが実状になってます。

6番委員 釈然としないですね。

6番委員 なんで法務局の供託金になるん。供託金になるんって言う意味が違ううんじやあないん。

事務局 あの、預けるんです。法務局へ。

6番委員 預けるんですけど、将来的にその担い手が出て来るか出てこないか分からないじゃないですか。

事務局 今の所有権者の方が相続人がいない状態でもうお亡くなりになっていきますので、権利者は発生しないものと思われまますので預ければなしになると思います。今の制度で行けばです。ただ、今後の法律改正がどうなるか分かりませんけども。

6番委員 法務局、おかしいと思ひますよ。

6番委員 私はね、行政のことはよく知らないけど、何で法務局の積立に入るんか、万が一誰もおらんかった時には、法務局はそのお金どう使ううん。

事務局 使わない、ずっと取ったままです。法務局が使う事はないです。

6番委員 使わんかったら。

事務局 ずっと、国が預かるお金ですので。

6番委員 そりゃあそうだろうと思うが。

事務局 あこの手続きについては農地法にそういう形で対応すると言うふうになっておまして、おとしの10月に、法律改正がありまして、今の、最長20年こういう設定ができますよ、と言うふうなかったんです。今まで5年だったんですけども。

6番委員 農業の事でお金が発生しとるんなら、10年しても結果的には誰も貰い手なかったよと言う時には、本当だったら農業で発生しとるんだから、世羅町なり、県なりの農業振興資金の中へ戻すのがほんまじゃあないんか、誰のお金かと言う所へずっと突き詰めて行ったら。釈然としないから僕は、良い方法じゃと思うけど最終がおもしろくありません。

事務局 どうしても、所有者の方がお亡くなりになられているので、通常の利用権設定と言うのはどうやっても結べない。それを回避するための国の施策という事で、法律上でこう言うふうに定めをされていると。

6番委員 そこは、分かる。そこは良い方法だと思うけど、詰めが。

事務局 どうしても、今の料金が発生すると言う使用貸借が出来ないという事で、そのお金のやり方については、もう法律上の流れでやるしかないという事で、こういう形で供託をする方法にしか出来ておりません。ということで、はい、すみません。そう言う事です。

6番委員 将来にむかって。

議長 今後はね。

事務局 それは勿論、農業に使って頂きたいと言う思いはございますが、はい。中々。

5番委員 もし、その農地を、どうか、そこを継ぐ人がいなくて、買うとか言う場合は。

事務局 すみません。買う手続きも出来ません。

2番委員 相手が居らんとできん。

事務局 所有権者の相続人等もないので。

5番委員 借りることは出来るんよね。

事務局 はい、その借りるための手続きがこれだと、ご理解いただければと思います。これで、基づいて借りておけば、ちゃんと中山間の補助金等も受けられると言う事になります。今回中山間の補助金を受けるためにと言うのもあって手続きされているというふうにご理解頂ければと思います。

2番委員 田圃が荒れんようなことになるよね、まとまって管理しとれば、そうゆう意味でこうゆう制度を使ったらいいと思う。

議長 はい、いいですか。

議長 はい、他にはありませんか。ないようなので、原案が適当であると答申するものとして取り扱いますがよろしいでしょうか。

議長 採決をとります。賛成の方は、挙手をお願いします。

議長 全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

議長 本日の議案は、全てご審議頂きましたので、ここで協議事項に移らせていただきます。併せて議長も交代いたします。よろしく願いいたします。

行の延期を出されております。報告、内容、報告 3 につきましては内容、以上です。

議長 それでは、報告事項 4、農地法第 5 条の規定による意見聴取について（回答）を、事務局より報告を求めます。

事務局 はい、124 ページの農地法第 5 条の規定による意見聴取について（回答）の件でございます。7 月の 17 日に県の農業会議の方ですね、6 月の総会においてこちらの方で一部の方にはご存じないので申し訳ないんですが、世羅町と、■■■さんの道の駅の駐車場の案件、それから、3 名の方と■■■■■さんの関係について意見聴取を行った所で、7 月 13 日に、会議の方へ赴きまして、説明をさせて頂きました。広島県の農業会議からは、許可されることに異議はないと、回答を貰いましたので、ご報告させて頂きます。以上です。

議長 それでは、報告事項 5 農業相談について、事務局より報告を求めます。

事務局 125 ページの報告事項 5、農業相談の報告をさせて頂きます。コロナの関係で農業相談を休止をさせて頂いておりましたが、8 月 5 日から中央自治センターから再開し、鈴木委員さん吉儀委員さん事務局と 3 名で赴きまして農業相談の方実施いたしましたが、来訪者の方はいらっしゃらなかったということでご報告の方させて頂きます。以上です。

議長 以上で事務局からの説明が終わりました。何か質疑、意見がありませんか。
（連絡事項）

議長 それでは、ないようなので、連絡事項 1 今後の日程について、事務局から報告、連絡をお願いいたします。

事務局 はい、最後のページ 126 ページをご覧ください。一覧にはないのですが、8 月 28 日（金）に新任の農業委員さんの研修会が三次でございます。1 名の方が都合が悪いので他の会場の方へ行かれますが、県内で何力所かで新任の農業委員さんの研修がございますので何名かの方が出席されます。

（以下 9 月の日程について、を議案集により朗読報告。）

月 日	内 容	場 所	出席予定者	備 考
9 月 2 日	農業相談	西大田 自治センター	宮丸委員 島津委員	9:30~ 11:45
9 月 10 日	世羅町農業委員会 役員会	世羅町役場南館 1 階 打合せ室	役員全員	9:30
9 月 25 日	第 9 回世羅町 農業委員会総会	世羅町役場南館 3 階 会議室 2	委員全員	13:30

議長 はい、その他で事務局からなにか、なにかありますか。

事務局 はい、それでは事務局の方から、資料 2、選挙運動と言う資料をお配りしております。今後、町長・町議選挙が世羅町でも行われますので、この事についてご説明をさせて頂きたいと思っております。（資料 2 について説明。）資料 2 につきまして今後の町の身近な選挙がございますので、選挙運動についてご紹介させて頂きました。色々とその問題や誤解が無いように対応して頂ければと思いま

件5筆を議題といたします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

はい、それでは、議案集41ページをお開きください。議案第41号「農地法第4条の規定による許可申請について」です。農地法4条の許可申請は、農地の所有者が農地を転用する手続きになります。(以下 議案第34号「農地法第4条の規定による許可申請について」3件3筆を議案集により朗読説明。現地調査委員からの報告聞き取り状況報告)

申請人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	事業概要
■■■■■■■■■■	田 2,093 m ²	駐車場	若山、溝上、下野	駐車場 18 区画
		(現地確認)7月13日に3名で現地確認がされております。特に問題は無い報告を受けております。 農用地区域除外 R2.5.27		

事務局からの説明は、以上となります。

議長

ありがとうございました。事務局からの説明・現地調査委員の報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長

はい、7番委員さんどうぞ。

7番

7番、得納です。これは、写真で見ると、もう工事が始まってるんですね。

事務局

はい。工事は始まっておりません。ちょっと石とかを置いているんですが、現場の方はまだ。農地として利用されていたんですが、獣害がひどいということ、水も溜まるという事で。最初、畑作されていたんですけどどうもよくないということで、ちょうど近くに事務所を移転されて駐車場がほしいということでここを今回手続きされているんですが、44ページの方に載せてある写真ではですね、上の方は、失敗した苗を置いてられるような感じで。その苗を重機で上げたのが2番目の方、3番目のところと言うと、ちょっと石をとりあえず仮置きしているような感じが見受けられます。45ページの方も同じです。ちょっと先走っている感じがありますけども。説明以上です。

議長

よろしいですか。はい、他にありませんか。質問ありませんか。

議長

ありませんか。

議長

それでは、採決をとります。申請通り許可として取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。(挙手全員)

議長

はい、ありがとうございます。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。

(議案第42号)

議長

続いて、議案42号「農地法第5条の規定による許可申請について」3件4筆を議題とします。それでは事務局の説明を求めます。

事務局

はい、それでは、議案集の51ページをお開きください。議案42号「農地法第5条の規定による許可申請について」です。農地法5条の許可申請は、申請者は受け人と渡し人、農地に転用するんですが、所有者(渡し人)が別の方(受け人)へ農地を譲ったり、貸したりして、転用するという内容になります。(以下 議案第42号「農地法第5条の規定による許可申請について」3件4筆を議案集により朗読説明。現地調査委員からの報告聞き取り状況報告)

すのでよろしく願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。他に委員さんからの方からの連絡すること
があるでしょうか。

議長 はい、10番。

10番 今日、太陽光がすごく出でいたんですけど、4月上旬頃から雨が続いて大
雨も降っていたと思うんですけど、その辺のことで太陽光による苦情というの
は来たりはしていないでしょうか。

事務局 はい、6月の梅雨時期にちょっと雨が降ったりやんだりする時期があっ
たんですが、その時に工事途中の状態、表面をきれいにされるところに大雨が
ダッと降って下流域に泥が流れたという事でお問い合わせがあったのが1件、
それから、水が流れるのではなくて、工事が資材の問題で前に進んでいない所
があって。所有権移転は済ませてあるんですが、草刈等をせずに近隣に迷惑が
かかっているというふうなことが近隣の方からお問い合わせがあって、うち
の方から業者の方へですねお知らせをしようかなんかという様なことはあり
ましたが、直接大雨でどうこう言う事は今のところそこまではないというこ
とでよろしいでしょうか。

議長 他にございますでしょうか。ないようなのでこれを持ちまして第8回世羅町
農業委員会総会を終了します。本日の会場片付けは、1番委員から7番委員
さんをお願いします。

(閉会)

15時13分